

令和2年

松前町議会

議会改革に関する調査特別委員会
(第5回)

会議録

自 令和2年10月12日

至 令和2年10月12日

松前町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

議会改革に関する調査特別委員会委員長

堺 繁 光

議会改革に関する調査特別委員会 (第5回)

令和2年10月12日(月曜日)

◎出席委員(11名)

委員長	堺 繁光君	副委員長	沼山 雄平君
委員	疋田 清美君	委員	飯田 幸仁君
委員	宮本 理恵子君	委員	福原 英夫君
委員	近江 武君	委員	工藤 松子君
委員	西川 敏郎君	委員	梶谷 康介君
委員	斉藤 勝君		

◎欠席委員(0名)

◎職務のため出席した議員

議長 伊藤 幸司君

◎出席説明員

議会事務局長	鍋島 孝明君	議会事務局次長	佐藤 巧君
議会事務局書記	三上 大輔君		

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	鍋島 孝明君	議会事務局次長	佐藤 巧君
議会事務局書記	三上 大輔君		

(開会 午前 9時59分)

○堺委員長 おはようございます。

ただ今から、議会改革に関する調査特別委員会を開会致します。

本日は、第5回目の会議であります。正副委員長において、会議の進め方について検討してまいりました。前回の委員会の開催時に正副委員長に一任となっていた議会タブレットの導入については、8月25日の全員協議会において皆様と協議をし、令和2年度中に国の新型コロナの臨時交付金を活用し、導入していく結論を見たところであります。今後補正において予算の計上もありますが、タブレットの具体的な運用等について、前回委員から資料の要求がありましたので、今回の委員会ではそれを提示し、議論していきたいと考えております。

また、議会モニターの件でございますが、前回皆さんからいろんな意見を、考え方を述べていただきました。前回のご意見を踏まえ、その中でモニター制度について、ルールをしっかりと進めて行くとの結論を見たところであります。今後予算計上に向け、モニターの要綱を固め、それを基本に町民にも周知できるよう、前回の要綱案を整理させ、今回の委員会において提出させていただいております。皆様にご議論のうえ、決定して行きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

加えまして、前回の委員会の時に委員からの提案のあった議員定数の件についても、議員報酬、常任委員会のあり方、議会経費の削減について、これと密接に関連があるとのことでありますので、まず、定数をどうするか議論しないといけないのではないかとこのことで、今回特別委員会に組み入れさせていただいたところあります。第3回の委員会の時に委員各位から考え方を述べていただいております、参考として、当時の会議録を資料として添付してございます。できるならば、定数は現状維持とするのか、それとも削減するのか、結論を見出して行きたいと思っております。まず、議会で方向性や案を固め、住民の意見も聞くということであれば、それをベースに対応してまいりたいと考えております。

以上のことからこの3件について、今回の議題としたところあります。

始めに、会議の進め方についてお諮り致します。

1点目として、議会タブレット端末貸与及び運用規定(案)について、事務局からの説明を受け、委員間討議も含めた質疑を行い、今後の方向性を決定してまいりたいと考えております。

また、2点目として、議会モニター設置要綱(案)について、事務局からの説明を受け、委員間討議も含めた質疑を行い、今後の方向性を決定してまいりたいと考えております。

3点目として、議員定数の今後のあり方について、前々回の会議の発言を踏まえ、委員各位から現状維持にするのか、それとも削減なのか、今後の町の方向性を見出すためにも再度ご発言をいただき、活発なご議論をいただきたいと考えているところあります。仮に住民の意見も聞くため、あるいは議員報酬も含め、その後の議会改革に進むためにも、まず議会内でのこの定数の方向性を早期に固めてまいりたいと考えております。

最後にその他として、今後の委員会の進め方について、ご意見等がありましたら賜りたいと思っております。そのように進めてまいりたいと考えておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○堺委員長 ご異議なしと認め、そのように進めます。

それでは、直ちに会議を開きます。

提出されている資料に沿って進めてまいります。始めに、1、議会タブレット端末貸与

及び運用規定(案)についてを議題と致します。

事務局の説明を求めます。議会事務局佐藤次長。

○佐藤次長 それでは、1、議会タブレット端末貸与及び運用規定(案)について、ご説明させていただきます。資料については、資料1から3までとなり、資料1については、議会タブレット端末貸与及び運用規定(案)についての説明を。資料2と3につきましては、表題には載っておりませんが、資料2についてはタブレット導入に向けて、今後の動きとしてスケジュールについてを。資料3については、タブレット端末導入にかかる経費について、前回の特別委員会で資料を提出致しましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となったことから、状況が変わったため、再度資料として提出させていただきます。

それでは、まず始めに、松前町議会タブレット端末貸与及び運用規定(案)について、ご説明致しますので、資料1の方をご覧いただきます。

まず、第1条であります。趣旨について記載しております。この規定は、タブレット端末及び付属品の貸与、運用に関して必要な事項を定めるものとしております。

第2条については、タブレット端末等の貸与及び取り扱いについて記載しており、第1項については、タブレット端末等の貸与の対象となるものは、議員、町長、副町長、教育長、監査委員、各課長職、議会事務局職員とその他に議長が許可したものとすると規定しております。議長が許可したものについては、議案を作成に関連する総務課主幹と予算等に関連する政策財政課主幹を現在想定しております。第2項は、前項の規定により、タブレット端末等の貸与を受けた使用者は、その職を離れた時、タブレット端末に自ら保存した固有のデータを削除し、タブレット端末等を議長に返却しなければならないと規定しており、議員や町長であれば、任期の到来や辞職、失職など。各課長職や議会事務局職員であれば、退職や人事異動などにより、その職でなくなった場合、自分で保存したデータ、例えば、公務で使用するのに収集した個人のデータなどを削除して返却することとしております。なお、今後の動きとしまして、削除については議会事務局でも行うことが可能であるということも考えております。第3項については、タブレット端末等の貸与を受けた使用者は、公務及び政務活動において必要な場合に限り使用するものと規定しており、政党活動や選挙活動、後援会活動、私的な活動については使用しないこととしております。

次、第3条になります。タブレット端末等の管理について記載しております。タブレット端末等については、町長や各課長等の端末についても議会費で一括購入する予定のことから、議会事務局でその管理を行うことを第1項で謳っております。第2項では、台帳を整備してタブレット端末等を管理すること。第3項については、情報漏洩がないようパスワード等の管理についても行うことを記載しております。

第4条については、タブレット使用に関する遵守事項について記載しております。第1号では、タブレット端末を第三者に貸与したり譲渡しないこと。第2号では、タブレット端末等を使用する時はパスワードを設定するものとし、パスワードの管理は使用者が適正に行わなければならないと規定しております。パスワードについては、使用者にタブレット端末を配布する際、パスワードは事務局で設定して使用者に周知致しますが、周知された使用者は、他人に漏らさないよう管理することを謳っております。第3号は、情報の受発信は使用者の責任において行うことと規定しております。主にメールでの取り扱いになるかと思いますが、個人情報を外部に流したり、誤った情報でないか確認してから発信すること。受信の際にも知らない人からのメール、例えば迷惑メールなどありますので、選

ぶ時は自分で判断し、できない時は事務局等に相談するなど、確かな情報かどうか確かめてから受信するなど、使用者の責任で行うこととしております。第4号は、共有するデータの正確性を保持し、紛失、棄損等の防止に努めることと規定しております。タブレットと同時に導入するサイドブックに掲載してある議案や会議録等の共有データを勝手に削除したり、書き換えたりしないことを謳っております。第5号は、善良な管理者の注意をもって管理することと規定しております。善良な管理者の注意とは、下の赤字にも記載しておりますが、一般的、客観的に要求される程度の注意をしなければならないということで、自分の持ち物と同じように雑な扱いをせず、貸与されている以上は慎重に注意を払って使用することとあります。なお、この項目については、他市町村のタブレット端末の運用規定に必ず記載してあるものであります。第6号は、アプリケーションソフトの追加は議会及び議員の活動に必要なものに限るとし、その追加にあたっては、あらかじめ議長の承認を得ることと記事しております。基本的には、タブレット端末導入の際にはメールやサイドブックなど、必要なアプリケーションソフトをインストールしておりますが、今後使用している状況で、公務等で必要となる場合は、議長の承認を得て入れることができるという規定でございます。なお、承認された場合には、使用者全員のタブレット端末にインストールしたいと考えております。第7号は、個人漏洩があった時は、速やかに実情を把握するとともに、議長に報告し、必要な措置を講ずることとしております。

次に、第5条です。第5条については、通知の取り扱いについて記載しております。使用者は各通知及び連絡等、印鑑等の押印などが必要な場合を除き電子メール等で行うことができる。ただし、各課長等は、議員へ送付した場合、特別な理由がある場合を除き、その内容を議会事務局へ報告することと規定しております。これは、議会事務局や各課長等が議員に対し、通知や案内を送付することに対しての規定でございます。

第6条については、賠償の義務について記載しております。タブレット端末等を故意に破損、故障、または紛失し、有償の措置が必要となった場合は、修理等にかかる費用の実費を負担しなければならないと規定しております。これについては、公務や政務活動等、通常の使用で故障した場合は、公務により負担しますが、故意の場合については自己負担となることについてを規定しております。

続いて第7条です。第7条については、禁止事項について記載しております。第1号については、タブレット端末等の改造及び交換をすること。第2号については、オペレーションシステム（OS）、OSについてはですね、タブレットを起動するためのシステムのことを指しております。このバージョンアップをすること、ただし、議会事務局から指示のあった場合を除くと規定しております。これについては、OSのバージョンアップとは、タブレットのおかしな動きなどを修正するための、タブレット内のデータを更新するもので、不定期に通知が来るようになっております。これを実行しますと、新しくなった場合、サイドブックなどのソフトが対応できないで、動かなくなることなどの不祥事が生じる場合があるため、禁止事項に入れさせていただきます。なお、但し書きにありますとおり、事務局で動作確認ができた場合は、事務局の方から連絡して更新することとなります。第3号については、動画を視聴すること。ただし、議員活動や公務のために自己で撮影したものや、議長が特に必要と認めた場合を除くと規定しております。これについては、契約通信料の超過の原因となるYouTubeなど、インターネット上にある動画配信サービスの視聴について禁止するものであります。第4号では、個人情報並びに町議会及び町において公開されていない情報を開示すること。第5号では、国外でデータ通信を使用することと規定します。第5号については、国外で使用する場合、別に契約と料金が

発生することから禁止事項としております。また、第6号では、その他、他者に迷惑になる行為を行うことも禁止事項として規定しております。

続いて、第8条です。第8条については、会議における禁止事項について記載しております。第1号では、音声や操作音を発するなど会議の運営上支障となる行為を行うこと。第2号では、会議の写真、映像等の撮影、録音を行うこと。第3号では、審議または審査中の情報を外部に発信しないこと。第4号は、議事運営に関係のないウェブサイトの閲覧、インターネットを観ることで、と動画の視聴及びアプリケーションソフトを使用すること。第5号では、SNS及びメールを使用すること。第6号では、その他目的外で使用することを規定しております。

第9条では、違反者に対する措置を記載しております。前条第2項の会議中における禁止事項に掲げる規定を違反した時は、議長及び会議の長から注意を与えるものとする。この場合において、再度注意によっても違反が改められない場合は、議長または会議の長は、タブレット端末等の返還を求めると規定しております。

第10条では、その他訓令に定めるものの他、必要な事項は議長が定めることとしております。

最後に、附則と致しまして、この訓令は、公布の日から施行するとしておりますが、公布の日については、タブレット端末等の配布日に合わせて公布したいと考えております。

以上で、資料1の方の説明を終わらせていただきます。

次に、資料2の説明をさせていただきますので、資料2の方ご覧ください。タブレット導入に向けたスケジュールについて記載しております。1段目から5段目までは、タブレット導入までのスケジュールとなっております。

まず、表の1段目購入物品等の決定、予算要求であります。これについては、12月補正予算計上に向けて、見積書の徴収や予算要求書の作成など、11月まで実施し、12月の議会に予算計上する予定で進めてまいりたいと思っております。

それに合わせて2段目となりますが、タブレットの機種台数と仕様書の作成決定を、これも11月までに実施していきたいと考えております。

次に、3段目になりますが、今回案を出させていただきましたタブレットの運用規定の作成や操作説明書を、3月までにかけて作成したいと考えております。

次に、4段目です。請負業者の決定、発注につきましては、12月議会で補正予算が可決されましたら、12月下旬から1月中旬にかけての間の実施していきたいと考えてございます。

次に、5段目であります。タブレットの納品、配布、講習会の実施となりますが、納品については3月中を予定しておりまして、事務局で備品登録などの事務手続等を実施した後、4月中に各議員の方に配布するとともに、合わせて講習会の実施も考えております。

次に、6段目から8段目は、タブレット導入後のスケジュールとなっておりますが、6段目については、事務連絡等の電子メール化、カレンダーの記載となりますが、タブレット端末等配布後に随時実施していきたいと考えております。

次に、7段目になりますが、議会におけるタブレット導入実施についてですが、令和3年5月から9月まではタブレットに慣れるため、タブレットと紙による議案等の併用実施、10月よりタブレットのみとなる完全実施を予定しております。なお、早ければ、毎年5月に開催して常任委員会か、議会運営委員会が最初の使用になるかと思われま。

最後に8段目、一番下の段になりますが、過去分データ作成ということで、4月から前年度までの議案や議事録については随時作成し、サイドボックスの方に掲載したいと考え

ております。

以上で、資料2の方の説明は終わらせていただきます。

最後に資料3、タブレット端末の導入にかかる経費について、説明させていただきます。資料3の方をご覧願います。これについては、前回の委員会で委員の皆様へ資料として提出させていただきましたが、当初、タブレット端末等の代金については分割により購入する予定でしたが、その後、政策財政課と協議がありまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となったことから、備品として一括購入することとなり、今後の予算要求の流れも含めまして、改めて資料として提出した次第であります。なお、金額等につきましては、今年の10月1日現在の数字となっております。

まず、(1)と致しまして、令和2年度の12月補正予算要求予定分ではありますが、①の備品購入費と致しまして、タブレットなどで683万8千480円となります。前回の委員会の説明時にはなかったiPad初期設定手数料が新たに発生してございます。先ほど新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の対象となる旨お話ししましたが、備考欄の括弧書きに記載してありますとおり、交付金の対象となる額につきましては、政策財政課が町全体の対象事業へ割り振りするため、現在のところ未定となっております。②の通信運搬費として、タブレットの納品と同時に通信料が発生することから、3月1ヶ月分、28万1千398円がかかることとなります。①の備品購入費と②の通信運搬費の合計で、711万9千878円を12月補正として予算要求する予定で考えてございます。

次に、(2)令和3年度の当初予算要求予定分、ランニングコストではありますが、①の通信運搬費として、月額23万8千498円、年額286万1千972円となります。また、初回のみ、1回だけの支払いとなりまして、②のサイドボックス初期設定手数料として8万8千円。③の委託料としまして、講習会1回分として、14万6千400円を計上する予定であり、要求額は令和3年度で309万6千372円、令和4年度以降は286万1千972円となります。なお、②のサイドボックス初期設定手数料につきましては、備考欄に記載しておりますが、タブレット端末導入後、4月から使用することから、令和3年度の予算計上としております。また、購入会委託料ではありますが、新型コロナウイルス感染症の状況により、前回委員の皆様に参加していただいた説明会のようなりモートによる開催など、実施の方法により金額の変更があることが考えられることから、導入業者とその都度協議していきたいと考えております。

以上、1、議会タブレット端末貸与及び運用規定(案)について、ご説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

○堺委員長 説明が終わりましたので、これより委員間討議も含めた質疑を行います。

質疑、ご意見等ございませんか。

斉藤委員。

○斉藤委員 簡単に教えてほしいんだけどね、例えば資料の1の2条のところで、政党活動、選挙活動、後援会活動等私的な活動には使用しないと。こう中に詳しく書いてあるんだけど、これ誤ったり、意識してでも、これに違反した場合はどうなるのかなど。例えば、これ公選法でいけば後援会活動はいつからいつまでは止まりますよとか、何十日前からは捜査の対象になりますよとか、いろいろとこまごま載ってるんだけど、これ、例えば選挙告示になった後に、これを間違っただけで発したらどういふふうになるのかなっていう心配はしてるんですよ。この辺の見解、もし知っていたら教えてください。

それから、資料の3で12月に予算化すると。これ、年度内って言うのかな、時間的に間に合って納品がされるのかどうかってことも、ちょっと心配しますのでね、この辺も知

っていたら教えてください。

それからもう一つはね、このタブレットなんてのは、今日進月歩いて言って、今日よりも明日、明日よりも明後日、どんどんどん新しく変わっていくっていう事態ですよ。ですから、今までやるよりもはるかに便利なものができてきたとすれば、それはどういう取り扱いをしていくのかなという心配も残ります。この点もちょっと説明してください。

○堺委員長 1点目、事務局長。

○鍋島局長 1点目のタブレット端末の活動についてなんですが、あくまで公務、政務の活動に限るということで、政治活動で公費使うってことにはちょっとなりませんので、そこは守っていただく。それが違反したということであれば、個人の政治活動に公費を使うということにはなりませんので、そこは個別に議長等々と協議をしていきたいと考えております。

仮に公職選挙法違反になれば、それはもう議会での対応ではないので、選管、あるいは捜査当局の対応になると思います。以上です。

○堺委員長 2点目、佐藤次長。

○佐藤次長 タブレットの納品に関してですけども、今打ち合わせしている業者とは3月中に納品できるということで、お話はいただいております。

○堺委員長 3点目、三上書記。

○三上書記 3点目について、私の方から説明をさせていただきます。確かに導入予定の iPad、毎年のように新しいモデルが出てきているところなんですけども、先ほど説明の中でもありましたOS、オペレーションシステムというものに関しましては、古い機械でもシステム自体は新しくなると。ガワは古いままですけど、中身は新しくなるというようになっておりますので、動作の確認がとれたらアップデートするとしているんですけども、そういった中身の部分に関しましては、新しいものに随時対応できているような形になりますので、確かに何年も同じもの使うので、古くなった、性能悪いついていう部分も確かに出てくるかと思うんですけども、中身の部分に関しましては、毎年新しいものにアップデートされていくので、その部分に関しては保証されているものになりますので、よろしくお願い致します。

○堺委員長 斉藤委員。

○斉藤委員 今の事務局長の答弁よくわかるんですけども、間違ったりね、あるいは意識するかしらんけども、この公選法に則ったものであれば、それは、公選法の違反だから選挙管理委員会なり、取締当局の問題ですと。こういう受け止め方でいいのであれば、そうでございますという答弁ほしいと。

2点目は、間に合うかって心配したんだけど、オーケーだと。こういうことですからわかりました。

3点目に、例えば、この iPad でこれだけは導入できないとか、入りきれないとかって、そういうことが生じないというふうに受け止めていいのかどうか、答弁してください。

○堺委員長 事務局長。

○鍋島局長 1点目については、公職選挙法違反に抵触する部分があるとすれば、そのとおりでございます。

○堺委員長 3点目、三上書記。

○三上書記 基本的には、アップデート、OSのアップデートに対応して使っているアプリ、例えばサイドボックスですとか、そういったものも同じくアップデート、新しいものに改良されますので、使えなくなるということは、基本的にはあり得ないというふうに認

識しております。古いものを続けて使ったからといって、何か不具合が出るとか、使えないものが出てくるということはないんですけども、当然新しいものになればなるだけ、カメラだとか、そういった元々の元来の機能に関しては、画素数が上がってきれいにとれるとか、そういう部分は出てきますので、そういう部分で古さを感じる部分っていうのは出てくるかもしれませんが、使ってる分に関しては、一定程度年数経過しても、問題に感じるような部分はないかなというふうに考えております。

○堺委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすれば、ある程度のバージョンアップには対応できますよと、こういう受け止め方でいいってことですね。わかりました。

○堺委員長 その他、質疑ありませんか。

福原委員。

○福原委員 一つだけ。条例であり、導入であり、全ていいんでないかなと思うんです。ただ、どうしても慣れないもんですからね、その研修と、事前の知識を深める扱い方。やはり、僕も70代になってきましたんでね、なかなかパソコンは使ってもわからない部分もあるし、そんな意味ではタブレットで文字を入れる一つにしてもね、大変なんでね。そのところだけを、講習だけをきちっとしてもらえれば、私はオッケーですから、どんどんどんどん進めて行っていただいて、まあ予算もあるでしょうけどね、大変でしょうけども、まあ、頑張ってください。

○堺委員長 佐藤次長。

○佐藤次長 今、福原委員から講習会等の関係をご質問いただきましたが、今のところ、1回講習会の方、予定しております、もし、それで理解がちょっと深まらないようであれば、事務局主導で数回、議員さんの要望により行いたいと思います。また、今現在わかりやすく説明書の方も鋭意作成中ですので、そちらの方もタブレット配布の際には、一緒に配りたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○堺委員長 議長。

○伊藤議長 資料2の件なんですけどね、下から2番目でタブレットの導入実施で、10月から完全実施ってあるんですけども、この頃って予算書だとか、いろんな厚めのものが出てくるんですけど、9月末までは紙と併用だって書いてあるよね。この辺まではわかんだけど、予算書とか決算書の厚いやつあるでしょ。あれはどうするつもりでいるんだろう、そこだけ。

○堺委員長 佐藤次長。

○佐藤次長 予算書、決算書の紙の扱いなんですけど、今現在サイドボックスさんの方とどのくらい入れられるかっていうのを、今後協議していきたいと思います。ちょっとその状況によって、入れられるのであれば、できれば予算書、決算書もデータの中に入れていきたいと思うんですけど、議員さんの方でとても不便だとかそういうのあれば、随時対応していきたいなと思っております。とりあえず、やってみないことにはわからないっていう部分が結構ありますので、ちょっとそこら辺ご了承願えればなということでございます。以上でございます。

○堺委員長 議長。

○伊藤議長 一番の心配そこなんだよ。やっぱり予算書って紙があった方がとりあえずね、やりやすいので、一気にやらないで、みんなと相談しながら徐々にやってもらえばいいとか、そこだけ大変心配してたもんですから。わかりました。

○堺委員長 その他。

齊藤委員。

○齊藤委員 今の次長の説明でわかったんですけども、やっぱり我々持ち歩くっていうことなかなかできないと思うんですよね。だから、1日に1回観てみるということなっても、ここを触れば電源が入りますだとか、ここ触ればどこどこが開きます、そういうこまいものまでよろしくお願ひしたいと思います。答弁はいりません。

○堺委員長 その他ありませんか。

(「なし」という声あり)

○堺委員長 それでは、なければタブレット端末貸与及び運用規定導入については、そのように決定してまいりたいと思います。

次に、2、議会モニター設置要綱についてを議題と致します。

事務局の説明を求めます。事務局長。

○鍋島局長 それでは、項目の二つ目、議会モニター設置要綱(案)について説明させていただきます。

資料4をご覧いただきたいと思います。要綱案については、前回からの変更点については青書きで、また前回議論となった点については、論点として朱書きし、合わせて事務局の考え方も記載させていただいております。その他、各条項において、解説が必要な部分については、それも朱書きで記載させていただいております。

始めに、前回からの変更点、青書きの部分でございますが、字句の整理のみで、内容についての変更はございませんので、説明は割愛させていただきます。

次に、論点、解説等、朱書きの部分について説明させていただきます。始めに第3条、議会モニターの定員でございます。前回の委員会では、この条の論点として、定員として12人は多いのではないかと、12人は適切であるとの両論の意見がございました。これを踏まえた事務局の考え方でございますが、①として、皆さん毎回出席していただけるのであれば、そうしていただきたいんですけども、なかなかそういう部分もあると推測致しまして、その場合、毎回全員の出席でなく、その都度ローテーションとかですね、希望に応じて、一回あたり何人かずつでも出席していただくということであれば、モニターの負担の軽減になるのではないかなど考えております。応募のしやすさと1人あたりの負担軽減という側面を考えているところであります。

②と致しましては、地域性や年齢、または公募するという状況を考えれば、間口はある程度持つておいた方がいいものと考えているところでございます。12人を公募するということは、少しハードルが高い部分があるかもしれませんが、まず初回ということで、どのくらいの反響があるかわかりません。そうしたことも踏まえまして、①と②の考え方から現在の議員の定数の数と同等か、それ以内としたところでございます。

次に、第4条の資格でございます。この解説と致しましては、年齢でございますが、委嘱は準備期間により、年度当初にスタートできるかどうかわかりませんが、それに関わらず、4月1日現在を想定したところでございます。なお、対象者を18歳以上としたのは、選挙権を有すること、有権者という考え方からでございます。また、常勤の公務員や地方自治法第180条の5の規定に基づく委員会の委員を除くとしたことでありますが、まず公務員は執行機関の一員として行政に携わること。また、地方自治法の委員会の委員は、教育委員、選挙管理委員、監査委員、農業委員、固定資産評価審査委員をいうものでありますが、ここで言う行政委員は、議会の同意だとか、議会の選挙を必要とする委員であるため、議会審議と関連する可能性があることから除外としたところでございます。

次に第5条、募集の方法でございます。募集は公募によるものとし、ただし書きとして

推薦の方法も記載してございます。解説としましては具体的な公募の手段としましては、広報とホームページを想定してございます。議会だよりもそうなんですけれども、その際には防災行政無線による周知も検討しているところでございます。ただし書きとして、公募の結果、年齢や地域等が偏らないよう、それらを補正する意味で推薦枠が必要な場合もあるのではないかなと考えておりますし、仮に公募で定員割れの場合、推薦枠を活用することになるものとして記載してございまして、その場合、空白の年代、地域から推薦する形がいいのではないかと考えております。なお、欠員の場合は、何人までそれを認めるか、それはその時の課題として考えておく必要があるものと思っております。

一方で、公募で定員がオーバーした場合も想定する必要がありまして、例えばその場合、年代や地域を考慮して選考するのか、あるいは抽選するのかなど、それも、その時の課題として考えておかなければならないものと捉えております。

また、身分をパートタイム会計年度任用職員ということであれば、書類、履歴書の提出を求めることになるものと考えております。

事務局が検討している事項と言いますか、確認したい事項であります。1点ございまして、それは公募、推薦の割合を設けるかどうかということでございます。方法は大きく分けて二つあるのかなと。例えば、条文の一般的な解釈からいけば、①のように公募100%として、集まらなかったらその分を推薦枠にする形になると。一方で、②のように始めっから公募と推薦の枠を設けて、例えば50対50にするという方法も考えられないことはないのかなと思います。事務局としましては、制度のスタートでもありますので、まず一般的な解釈から①の方法でスタートするということを考えております。②であってもバランスがいろいろ保てるという利点もありますが、まず①でと考えております。

次に、第6条の委嘱でございます。前回の委員会ではこの条の論点として、任期は1年は短いのではないかとのご意見がございました。それを踏まえた事務局の考え方でございますが、①として、町長部局と協議した結果、1年を超える任期の設定は法律の考えに反するものであるということ。それと、②として、1年は短いと感じるが、まずは1年だけという方が応募しやすいという利点もあり、一方で推薦でお願いするにしても1年というのは依頼しやすいという利点があるものと考えまして、そうしたことも踏まえまして、1と2の考え方から総合的に、事務局としては報酬や交通費が支給できる。それに加えて公務災害補償の対応もできるということで、身分は、地方公務員法に基づくパートタイム会計年度任用することが望ましいものと考えております。その場合、身分は年度末の3月31日までとなりますが、1年ごとにモニターから更新の可否を聞いて、制度の運用で連続で何年までとかですね、決めて行く、運用の中で決めて行く形にしていきたいと考えているところであります。

この条の解説としましては、第2項として、委嘱にあたっては、年齢や居住地に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとしたところでありまして、公募の状況にもよりますが、年齢はできれば各年代から幅広く、居住地は本町、大島、小島、大沢地区など、それぞれできる限り委嘱することが理想であるものと考えてございます。

次に、第7条は解任でございます。この条の解説としましては、第1号で第4条に規定する資格を失ったという解釈ですが、転出した場合と常勤の公務員、または地方自治法の委員会の委員となった場合を想定しているところであります。

次に、第8条は職務でございます。この条の解説としましては、第3号で議長が依頼した、町議会の運営に関する調査事項とはどういうものかということを考えているかと言いますと、例えば、今やってる定数とか報酬とか政務活動費に対する考え方などを想定し

ているところでございます。

次に、第9条は提出された提言等の取り扱いでございます。この条の解説としましては、第1項で、議長は必要に応じて関係する会議に当該提言等を送付し、その会議で検討させるものとしてございます。その際の会議は何を指すかと言いますと、具体的には常任委員会、議会運営委員会、特別委員会などを想定しているところでございます。

また、第2項では、モニターから提言があって、その議会の会議、委員会で検討した結果につきましては、それを議会モニターに通知致しまして、更に議長が別に定める方法により公表するとしてございますが、その別に定める方法は、議会だよりとかホームページで公表したいと考えております。

次に、第10条はモニター会議の開催でございます。この条の解説ですが、モニター会議の内容は、第8条の第1号、第2号で書いてますが、つまり議会を傍聴した結果、述べていただく意見だとか、議会だより、議会ホームページを見ていただいたものの意見を出していただく。また、第3号の回答っていうものはどういうものかと言いますと、議長が依頼した調査への回答。第4号は意見交換に関する事ということで、つまり議員との意見交換に関する事などを想定をしております、回数は年に1回から2回ぐらいかなということで想定をしております。

第11条は、報酬及び費用弁償でございます。前回の委員会では、この条の論点として報酬を高め設定できないかとの意見がございました。それを踏まえた事務局の考え方でございますが、①として、職務の内容からして、規則を超える報酬金額の設定も改正すれば考えられるところでございますが、一方で他の自治体においては、無償として行っている自治体もそれなりにあることから、松前町では身分の位置付けがパートタイム会計年度任用職員としていることを踏まえれば、報酬の金額は、現行の会計年度任用職員の規則に基づいて支給するべきものであると考えてございます。また②として、この件について町長部局と協議した結果、報酬の金額4千円は、他の委員との均衡もありまして、基本的には現行の規則で支給するべきものであるとの見解でございました。また③番として、原稿料も含めた、報告書ですね、原稿料も含めた金額の設定については、原稿の作成自体がモニターの負担になることもあるのではないかなということも考えて、特にその部分の上乗せはしなかったところでございます。①、②、③の考え方から、事務局としては、制度当初は現行の松前町会計年度任用職員の給与に関する規則に基づいて、報酬額を1日4千円として、その後実態を見た中で、待遇の改善が必要かどうか検討していきたいと考えているところであります。

なお、この条の解説としましては、モニターが議会等を傍聴する場合、公務と公務外も想定されますが、あくまでその支給は公務として出席した場合に限定しなければならないものと考えてございます。

次に、第12条は委任でございます。この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は議長が別に定めるとしてございますが、これは、議長が必要に応じて議会運営委員会に諮って運用していきたいと考えてございます。

最後に附則でございます。施行期日については、モニター制度は、令和3年度からの実施を想定しているところでございますが、必要に応じて募集等準備期間を加味し、施行期日を決めて行きたいと考えております。

以上でございます。内容のご審議について、よろしく申し上げます。

○堺委員長 説明が終わりましたので、これより委員間討議も含めた質疑を行います。

質疑、ご意見等ありませんか。

初めてのことなので、なかなかすぐに答えを出すってことは大変でしょうけども、皆様方の考えを出していただければ幸いです。

飯田委員。

○飯田委員 1 ページ目のですね、第3条、議会モニターの定員は12人以内とするというのが、この中身の論点と、事務局の考え方があってですね、その次のページの第5条ですね、第5条で欠員となる場合ってあったんですけど、これ12人以内ってことは、欠員が出るっていう認識がここわからなかったの、そこをもうちょっと詳しく説明していただければと思います。

○堺委員長 事務局長。

○鍋島局長 定員割れですので、12人以内ですから、例えば10人であっても9人であっても、それで収まるのかなあとと思いますが、ただ、実際に公募する時に、例えば8人、12人公募しますよってやれば、それは定員が12人なりますよね。その扱いなんですよ、最初から公募何人にするか、その辺、定員は要綱上は12人なんですけれども、運用上は例えばそれは10でいくのかという部分ちょっと考えまして、例えば公募で何人集めますよっていった結果、集まらなかったらどうするかっていう部分をちょっと想定したところですよ。

○堺委員長 その他ありませんか。

伊藤議長。

○伊藤議長 定員を12名にするとか、数字はいいんだけど、公募して12名来ましたよと。それはいいんだけど、地域性の偏りだとか、そういうことが出てくる可能性はないんだよね。だから12名をどんとやって、本町だけ12人きちゃったと。それで果たしていいんだべがってということもあるんでしょう。だから、これがなかなか面倒で、半分にしよっぜ、したらって、12名のうちのじゃあ6人までは公募でやって6人来ましたと。残りの6人については地域性をいろいろ見て、これ推薦って書いてあんだけど、多分町内会とかに推薦してくださいって話になるのかと思うけど、その辺もやっぱり考えなきゃ駄目かなと。12人どーんと公募するのは、そういう危険性があるので、それもみんな協賛してければいいなと思ってます。まず、事務局からちょっと聞いてみます。

○堺委員長 事務局長。

○鍋島局長 それで、第5条で、募集の方法で公募、推薦の割合を設けるのかっていう、赤で書いてる部分なんですけど、条の解釈からいけば100%なんですけれども、そういうバランス、もしかすれば偏る恐れがあるとすれば、最初から50対50なり、あるいは違う割合でっていうのも、そこは委員のもし皆さんでご意見ありましたらお願いしたいと思えますし、例えばそれが委員会なりにですね、委員長とかに最終的に判断するっていうことであれば、それも丸だと思えますが、ご意見お願いしたいと思えます。

○堺委員長 今、伊藤議長より100%だとちょっとバランスが悪いんじゃないかというご意見がありました。その中で50対50というのもありますんで、その辺のところの皆さん方の考え方を述べていただければ、それを基にして、また議論していきたいと思えます。

福原委員。

○福原委員 人を地域割りをするっていうことなれば、松前町は厳しいかなあとと思ってました。それで今、僕途中で、午後から別な会議あって、そっち出なければならぬんですけども、地域割りで今人を任命しようとしてるんですよ。しかし、地域では人材がもう細くなってしまうと、なかなか該当者がみつからない。それで偏ってしまうけれども、割り

切りですけれどもね、モニター制度ということでの割り切りで、そのような対象となる人材がいた場合は、地域に囚われないで、私は考えなければいけない時代に入ったなと思ってました、ここの定数については。

それで12名にならなくても、やはりスタートは、本当に12名で行きたいけれども、スタートはやはりそういう気持ちのある人をまず固めていくというふうに、幅を持たせていったらいいんでないかなと。それで本当は、何て言うんでしょう、そこの考え方をきちっともたれたらいいと思う。それで、このモニター制度をやるっていうのは、すごく大変だと思ってます、僕は。上手くいっても失敗しても、どちらでも評価されるものですから。

それで、このモニター制度を今回導入しましょうやっていうことは、試みとしてはいいんですけれども、今言ったように定数の問題と、それと偏りだとかいろいろある。それでここのところ、要綱で職務を設定してますよね。要綱の次は細則なのか、順番として、条例、条例の次に要綱かい、規則だったか、規則だよ。そして、この職務の内容はこの程度であれば、募集する時わからないんでないかなと思ってる。それをどういうふうに反映させるのかっていう、具体的なことがちょっと見えないんですよ、この要綱では、私はね。だから、応募したいけれども、あれ、俺達はどういうふうに関わって、どこまでの尺度でこのモニターに参加したらいいのかっていう不安だと思うんですよ。声をかけて説得していくのはいいですよ、これは。しかし、不特定多数に公募をかけた場合は、この内容ではちょっと弱いかなあ。わからないっていうことですよ、職務が。だから、そのところをもう少し検討なさって、何らかの方法で募集かける時は、より具体的に。より具体的に、詳細に、こういうところまで。そして、募集したけれども、4定例だけを中心に出るだとか、それと臨時議会はどうか、常任委員会はどうだとか。そういうことも含めてね、そして意見を述べる時は、原稿用紙1枚分でまとめてくださいとかさ、まとめるんですよだとか、写真についてはこちらだよと。そういう何て言うのかな、具体的なことが例示された方が、初めての試みですからね、モニターとして応募しやすいかなと思ったもんですから。より、僕だけの意見でないよ、より皆さん方がね、うちの委員がよりこういうふうにしたらいいんでないか、こういうふうにしたら。そして、これが具体的に進められる時になった時までにまとめられるって言うのかな。そういうことだと思ってました。そういうふうにしないと、モニター制度は最初からつまづいてしまうかなあっていう、ちょっと心配と不安がありました。そんなことで。

○堺委員長 福原委員の考え方も踏まえながら、事務局長の考え方も。

○鍋島局長 地域的な部分については、またちょっと協議をしていただきたいと思います。職務の募集の仕方なんですけれども、ちょっと要綱ではやっぱりこういうふうには書かなきゃならないと、つくり方で書かなきゃないんですけど、実際公募するとすればやわらかい表現で、例えば予算の関係もあります。だからですね、各定例会に1回以上出席できるかどうか、議会だよりを見て、年4回発行しますんで、そのうち全部なのか、それとも特定の回数だけ意見もらうのか、その辺もちょっとあります。あとは、例えば議員と年1回意見交換を行うこととかもありますんで、そういったものを見てわかりやすい形で公募をしようかなというふうには、ちょっと考えてございました。以上です。

○堺委員長 福原委員。

○福原委員 今日大事な議会改革ね、特別委員会で、やはり町民のね、期待感というのかな、意識っていうのか、やはり弱いんですよ。それだけ議会人が何をしているのかっていうクエスチョンでこう来てますんでね、そのところをやはり考えないと。定例議会に出なくてもいいから議会だよりを見て書いてくださいとか。定例議会は何回のうち1回だ

けでは出てくださいよだとか。そういう具体的なものなんだと思うんだ、僕は。

みんな仕事してる人、専業主婦の人もある、子育て真っ最中の人もあるよ、というふうな人もいるかもしれない。だから、その立場に合わせてするのか、いや、立場関係ないよと、それはもう全く関係なくしてオープンで不特定多数にするんだよと。そして、きたらどんどん定例4回出てもらわなきゃなんないだよって、締め付けですよ。そういう締め付けだとかをすると、やはり厳しいかなあと思ったりしたりして。

だから、どこの範ちゅうでっていう、そこの具体的なところっていうのは、やはりもまなきゃ、せつかくいいものも、さっき言ったようにクエスチョンになってしまいますかなあとと思うんだから、そこのところ皆さん意見もあるんでないかなと思うんだよね。

○堺委員長 飯田委員。

○飯田委員 それに似た話になるんですけども、例えば企業の経営者がモニターをやるのであれば、自分の意志でそういうモニターの申請っていうか、オーバーできると思うんですが、実際にそこで働いている社員で、何かモニターやってみたいなと思うんですが、いざ平日の午前10時からとなると、多分経営者の理解がなければ多分駄目だと思うんですね。それは、たまたま働いている方の一事例なんですけど、そうなった時に、やはりモニターを応募される方、それから応募された方が実際に働いているところに、それを受け付けた時に、はたして、その経営者にその話が事前に社員から経営者に話をしてでの応募なのか、それとも、ただ単に応募してるだけなのかっていうことについて、やっぱりちょっと悩ましいかなっていう部分があります。

例えば経営者に何も伝えないでただ応募だけしたら、こちらから経営者に理解を得るかどうかっていうことも、また聞かなきゃならないでしょうし、例えば経営者によっては、すつたらもの出ねくてもいいっていうふうな、一喝される経営者もいるでしょうし、また松前町や議会に対して理解をされてる経営者もいると思って、なかなかちょっと難しいなっていう気が今してるんですけども、そういった部分までやっぱり考えて対応しなきゃならないものなのか、ちょっと教えてもらいたいなと思ってました。

○堺委員長 沼山委員。

○沼山副委員長 このモニターに関しては、課題はないわけでもないし、難しいこと並べるとたくさんあると思います。ただ、その中から、さっき公募の話ありましたけれども、福原さん言うように各地域からバランス良くっていうのは、確かに難しいかもしれないなと思いました。

ただ、やはり公募によって、12名の、もし12名の定員だとして、14、15とかね、あるいは20名近い応募があれば、その中からね、年齢だとか、それから地域バランスだとか、それから男性女性っていう、そういったバランスを見ながら人選していくっていう考えも、これはあるんでないのかなっていう気します。

ただ、さっき飯田さん言ったように、社会情勢の中で、仕事している中で休んでくるっていうところまでは、我々はちょっとそこまではね、手当てるっていうのは、少し限界あるのかなっていう気します。ですから、今の段階でまず公募して、まず議会に興味を持ってもらえるようなことをね、仕向けながら、あるいはわかりやすいような文言含めてですね、案内していくっていうことを、まずやるべきではないかなっていう気します。

○堺委員長 その他ありませんか。

正田委員。

○正田委員 さっきからいろいろとお話聞いてましたけれども、町内会連合会、こちらの方をお願いしたらどうだろうと、自分ではそう思ったんです。っていうのはね、共同募金

会もそうなんですけれども、まだこそお願いしてないんですよ。それで、これからやっていくっていうようなお話も聞いてますので、実際どういうふうになるかわかりませんが、ただね、連合会にお願いすることによって、各町から1人ずつってわけじゃなくて、大島地区から2人とか3人、小島地区から2人、白神から2人、あとは本町地区から5、6人というような形でとっていければ、町内会長もお願いしたら、結構それなりにうんって言うてくれるんじゃないのかなと、そう思っていましたし、時間もある程度余裕もあるだろうと。

ただ、若い人が来るか年寄り来るかわかりませんが、そこらも考えていただければありがたいなと思ってます。以上です。

○堺委員長 その他。

工藤委員。

○工藤委員 こういうモニター制度を松前町でやっていくんだっちゅうことを、全町民に知らせるっちゅうことも必要と思います。それで、一応公募、チラシ的な文面で一応かけてみて、それに対してどのぐらい来るかによって、それから各地域に、もし応募する人が少なかったら、各地域にまた説得に歩くっていうか、町内会長さん通じてお願いしていくとか、そういうことで推薦していただくとか。

だから、呼びかけたからすぐ返ってくるっちゅうものでなくて、まだちょっと時間かかるんじゃないかと思います。だから、何回かいろんな手段でやってって、人集めをした方がいいと思います。

○堺委員長 皆さん方のいろいろな考えを出していただきましたけども、事務局長、これ今委員の皆さん方が出してくれた意見に対して、対応ですか、どういう方法でやっていくのがいいのか。いきなり公募っていうよりも、今工藤さんが言われたように、やっぱり最初から大きなものを求めるよりもね、みんなに知らしめる方法をとってからやった方がいいのかなと思うんだけどね。

西川委員。

○西川委員 我々もね、何回も視察研修に行かしてもらって、この議会モニターに関して感じたことはですね、やっぱり公募で順調に人が集まって来るつったら、どっちだって言ったら、やはり議会に関心を持って、ある程度革新的な、そういった町は本当にあれなんですよ。

私が視察研修で報告書出す時も書いた覚えがあるんですけど、やはり我が松前町にしては、議会モニター制度って、なかなか人集めるのに大変かなっていうふうに感じておりました。ということでですね、議会モニター制度は松前に合わないよっていうことではなくて、やはり議会に関心を持ってもらって、次の、何て言いますか、我々の後継者って言いますか、そういうものに繋げるためにはですね、やっぱり松前町の場合は、商工会青年部、あるいは漁協青年部、各種産業団体の中からですね、なるべく若い人を選んで、主婦でも構いませんし、そういったものを少しでも議会に関心を持ってもらえるような、公募でやればなかなかそういうのは出て来ないと思うんで、各種団体とか、そういうものに前もってお願いして、こういう議会モニター制度をね、近々やりたいんだけど、今から目星をつけておいてくれませんかというくらいことは、早めにした方がいいんじゃないかなあというふうに、単純に思っております。

○堺委員長 宮本委員。

○宮本委員 今まで皆さんの話を聞いて、すごい難しいなあと思ってます。昨日一応防災無線で、今日臨時会あって、議会改革について話し合う、ごめんなさい、臨時会じゃなく

て、議会改革特別調査委員会っていうのを開きますよって防災無線で案内してるんですけど、誰一人って言うか、一人の視聴者もない。その中で今こうやってモニター制度について考えていかなきゃなんないんですけども、前にも話したかと思うんですけど、やはり松前町でも、社会教育委員とか公募で募集したらどうですかっていう話の時にも、全然駄目だったんですよ。いや、関心はありながらも、先ほど飯田議員もおっしゃったみたいで、結局社会教育委員の会議が3時半からとかっていうふうな形なものですから、やはり選ばれた人の中には、前からの委員の推薦もあって選ばれた人の中には、郵便局勤めの方がいらっちゃって、その方がはっきりと、社会教育委員って働いてる人でなきゃ駄目なのかという意見があったんですよ。

したから、いや、できれば我々の年代でっていうか、若い人から年寄りまで、ある程度そういう方が必要なんですよねって言ったら、とつてもやるのであれば、定年、働いてる人が目的であれば、定年した人、そういう人をやらしてもらわないと駄目だ。もしそれが駄目であれば、仕事終わってからの会議はもてないものだろうかとか、そういう意見がありましたから、例えば夜の、モニター制をとった場合に夜に定例会を開く、その頃はどうかってかわかりませんが。

だから、そういう面で行くと、町内会からもっていう意見もありましたけど、町内会が推薦された人がはたして負担に思わないのかどうか。そういう面も考えると本当に難しいんでないかなと思います。だから、できれば、自分でこういうのに興味あるなあっていう形で申し込んでいただけるのが一番いい形だと思うんですけども、最初の段階としては、やはり西川さんとか疋田議員おっしゃったみたいで、最初の第一段階としては、町内会なり、職場なり、組合なり、そういう方々から、そして2代目、3代目になった時にこういう関心のある問題をという形で持っていけるといいんじゃないかなと思います。

○堺委員長 議長。

○伊藤議長 私言い出しっぺなんで言いますけども、たくさんくるであろうっていう発想からするといろんなことがあって、今いろんな話聞くと、多分少ないべなっていう部分がある。これ要綱なので、一応の取り決めは必要ですので、だから、公募は半分にしましょう。半分にしましょうっていうか、6名は公募します、その他はなんですかっていう、ちゃんときちとこっちの投げかけってのをしておいて、来なかったら来なかったで、今言ったとおり各種団体、それから町内会の地域、そこに下ろして。

私言いたいのは、いきなりどーんって12名募集かけて、誰も来ねかったさねってなっただよ、それから各種団体にあちこちお願いに歩くとかってことになると、タイミング的にもちょっとまずいし、だからさっき言ったとおり半分は公募かけてみましょうって。その他、あとは半分は各種団体に推薦お願いしたいっていうふうに、これ要綱に書かねばねえからさ、それをどっちかかっていけば決めてしまわないと、これつくれるので、その考え方。いろいろお話伺いましたから、おそらく半分も来るべかなという雰囲気かなと思いますけど、要綱上はね、ちゃんとしておかねば。建前的には公募だっと思ってるので、そこをどうするかねということ。

○堺委員長 今、伊藤議長の方から半分を募集、半分をっていうことでありましたんで。福原委員。

○福原委員 要綱自体は、何も手を入れることはないです、このままでいいと思うんですよ。ただ具体的に公募した時のことを心配しているだけであって。それは、皆さんで知恵を今出してもらってるようにしていただいでいいでないでしょうかね。何もこれで、以上のことはちょっとね、あと具体的な内容についてはまた別として。

それと12人を定数として公募かけたと、誰もいなかったっていうことは評価ができるんですよね。あっ、うちの町でそういう人達の関心度が低いだとか。それと議会であり行政に対しての意識が低いだとか、いろんな評価ができるんですよ。そしたら次に、今議長が言われたように、皆さんが言われたように町内会にお願いしてだとか、一本釣りだとか、そういうことが出てくるんですよ。

だから、一つ目っていうのこの要綱どおりで私はいいと思いますよ、何も。そして、進めた中で改革していけばいいんですから。初めての試みで最初から成果品なんてのは、要綱ですからね、いろいろ手替え品替えればればいいだけであってね。これ条例として載っかってるわけですからね、そうだよ。そういうふうな軽い、軽いつて言ったら、運用しやすいつて言った方がいいね。そう適切な言葉でそういうふうなものだから、そのように考えたらいいでないかなと思います。

○堺委員長 そうなると、やっぱり定員もきちっと決めておこなきゃなんないしね。その辺が早く進めなきゃなんないものなのかなと。

齊藤委員。

○齊藤委員 設置要綱ですから、これはある意味行政の要綱だと思うんですけども、例えばこの定員は12名以内とするということになれば、13名はいらないんですね、12名以内であれば。12名程度であれば13名でもいいんですよ。だから、言葉を「程度」くらいに換えておいた方がいいんでないかなと。「12名以内程度」でもいいしね。程度って言葉付けておけば、8人でもやれるし、13人でもやれるってことにならないべが、上手くいかないべが。

ただ、今福原委員言うように、なかなか公募で募集難しい。それは、12人全部公募で集まるとしたら大きな間違いになると思うけれども、だから、一定の人数は要綱として決めておこななきゃならないってことを今議長言ってるからね。だから、12名程度にしておいた方が、一番いいんじゃないかなと。それで今、何とか12名ぐらいほしいんであれば、5人来たらあと6人か7人説得してみるとか様々な方法あると思うんですよ。だから、要綱としては12名程度っていうことでいいような気がします。

あと、他にも聞きたいことがありますので、今これ定数のこと先にやっちゃうんでしょう。だから、そういうことでいいんでないでしょうかね。

○堺委員長 今、齊藤委員より12名以内とかって言わないで、程度っていうことを載せますと、入れ替えますとその辺の幅が大きくなりますんで、その辺のところ、事務局の方で考えて。事務局長、どうぞ。

○鍋島局長 今、いろいろと各委員からご意見がございましたので、ちょっと予算の関係あったもんですから、例えば12人のところを13人来たらどうするかなっていう部分があるんですけども、まあ、その部分は、上手く解決できるんであればそれでもいいのかなと思います。

要綱はあくまでも根幹で、その中で運用していく部分も結構多いと思いますんで、そうになったら、また相談させていただきますので、要綱とすれば、前回論点になった部分と、いつからやるのかということ、令和3年度からって考えてますが、それでよろしければそれで決めていきたいというふうには、ちょっと考えてございます。以上です。

○堺委員長 事務局長の方から述べられたような形で進めてまいりたいと思いますけども、この要綱設置について、いかがでしょうか。それで決定してよろしいですか。

梶谷委員。

○梶谷委員 要綱がね、皆さんにいろいろ検討していただいているから、中身的には、特別

私は異論はないんですよ。ただ、このモニター制度そのものはね、これは町民の理解と協力が得られなければ、これは前へ進まないものだと思うんですよ。今までの過程の中でね、これが実際動き出すというのは、令和3年度からってという言葉がちらっと出ていたというふうに私受け止めたんです。

ただね、問題は何か新しいものをやろうとする時に、必ず問題、課題ってのはつきもんだし、それを恐れて前へ進まないっていうのもいかなものかというふうに思いますんで、ある程度のところでスタートするすのは、私はこれはやぶさかでないと思ってます。

ただ、問題はね、前段で言いましたように町民の理解と協力が得られなければっていうことに、非常に私引かかっている。このモニター制度そのものは、議会の中ではいろいろ、視察もさせてもらおうし、議論もした、あるいは資料も説明もいただいているからみんな理解して、ぜひやりたい、進めたいっていう気持ちは私は皆さん同じだと思うんですよ。

ただ、問題はね、どなたか言ってましたけど、防災行政無線でああいう議会改革でこういうことやりますよって、このとおりに関心が全くないんですよ、ね。実際私も地域に入ってモニターの話もしたし、議員定数の報酬の話、こっちの方はピンとくんですよ、報酬、定数の話はピンと、モニターって何って話さね。

ですから、今令和3年度におそらくスタートするとすれば、当然予算要求もしなければいけないし、いろんなものがある。当然公募もしなければいけないという流れがある中でね、未だにモニターって何っていう話ではね、これは議会の一人歩きじゃないの。やっぱり議会ではこういうことを考えてモニター制度っていうものを町民の皆さんに理解してもらって、そして協力していただきたいっていう行動が、どっかになければいけないでしょう。

書面であっても、先ほど議会だよりって言いました、あるいはホームページって言いました。そういうものは今までほとんど載ってないでしょう、このモニター制度に関しては。なおかつ我々が自分達の行動の中でね、私自身はモニター制度、定数、報酬の話、いろんな人に問いかけてみてもね、さっき言ったように定数だとかね、報酬だとかはピンとくんですよ。モニター制度全くなんのことかわかんない。それをね、議会がこういう議論をして、3年度にスタートするために今公募をかけました、行政の中では予算要求しましたっていうことがあったとしてもね、これはもう冒頭で言いましたように、新しいものをやるのに問題、課題を恐れては前に進めないって言ったけども、これそれ以前の問題でねえのかなって思ってたよな。

やっぱりもう少し、モニター制度やるんであればね、町民の皆さんに議会はこういうことを考えて、こういう目的で町民の皆さんの協力得たいと思うんだけどもって、正にアクションがどこにもないってことに対して、私は不安感じてますよ。

言ってること矛盾するかもしれませんが、そういうことを恐れてね、前へ進められないのはいかなものかということを行いながら、今みたいな話するっていうのはね、矛盾あるかもしれませんが。でもやっぱり、そういう問題、課題のね、抱えながらもこれやってみるっていうスタート決断する時点においてはね、それなりの積み重ねるのがどっかになければいけない。俺は議会の一人歩きだと思ってますよ。

もう少しやっぱりね、令和3年度にスタートするんだら、この間にアクション起こさないといけないでしょう。おそらく皆さんもね、地域に入っているいろんな人に報酬の問題、定数の問題、あるいはモニターの話もしていると思いますけれども、反応どうだと思えます。何にもわかってないですよ、モニターって何っていうんでね、それが松前の町政にどうなの、議会の改革にどうなのってもの全くわかってないですよ。そんな中でね、くどい言い方

するけど、公募致します、中身は今の綱領はね、規則ですか、要綱ですか、そうしたものを並べて公募したってね、私は反応ゼロだと思います、そう思います。

だからって止めましょうっていうことじゃなくってね、だから止めましょうっていうことじゃなくて、やっぱり何かこれを進めるまでにアクションは起こさないといけないなっていう気は持っています。以上です。

○堺委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 まず、聞きたいことから聞きますけども、この6条のね、パートタイム会計年度任用職員ってこれ、横線引っ張ってるんだよね。これ意味はなんだろう、なぜかって赤い方でいけばパートタイムって出てくるんですよ。だから、これは会計年度任用職員とモニターも同じ扱いしなきゃならないから、新しくそれを設置するんだから、新年度で予算を要求して一生懸命取り組みましょうっていう発想は理解します。だって、案内するにしたって、広報の状態だって、切手もかかるし、返事もらう必要は、ハガキでも返事もらわなきゃならない。たくさん経費はかかるから、やっぱりこれ新年度からやるしか方法ないなと思っています、私はね。だから、このパートタイム会計年度横棒引っ張ったのに、赤い方からまた出てくるけれども、この経緯は何ですかということをもまず一つ教えてください。

それから、第7条、モニターから辞任の申し出があった時って、こう書いてるんだけど、例えば転出しました、あるいは重い病気になりました、それぞれ理由があって、モニター会議には出れません、あるいはモニターとして引き受けられなくなりましたって時は、これ転出届って言うか、辞任届っていうもの出さなきゃなくなるんですか。それでなければ補充だとか何とかって言葉も出てこないし、この辺もちょっと理解に苦しむんですよ。ですから、任期途中で辞められる場合は、辞任届を出してくださいってことになっておかなければならないような気もするし、そこまでいいんでねえが、みんなわかるからっていう人もいます。だから、この辺もどういう考え方なのか、教えてほしいと思います。

令和3年度の新しい第1回議会の、特に私は予算委員会なんかを経験してほしいなと思いますけども、今梶谷委員言うように、もう少し議会として、議員として、モニターの関係については広報活動なり、地域活動やるべきだと思うから、やはり令和3年度できちんと予算要求して進めていかなきゃならないのかなと、そういう気がしてますけども、この点については事務局ではどう受け止めてますか。

○堺委員長 事務局長。

○鍋島局長 第6条の青書きに修正した部分でございます。パートタイムって書いたんですけども、ちょっと総務課と協議して、確かにパートタイム会計年度任用職員っていうのはわかりやすい言葉なんですけど、要綱で規定する以上は、ちゃんと地方公務員法云々って規定した方がいいだろうっていうことで、第1号の会計年度任用職員っていうのはパートタイムを指しますので、そこは条例規則の作り方に則ってそのような形にして、解説の中では、ちょっとわかりやすい言葉を使ったというのが実態でございます。

次に、第7条の解任の部分。解任って言いますか、あくまでも資格として町民、18歳以上の町民で、常勤の公務員とかでないことってしてありますので、転出した場合は資格を失うということになることで、そこは規定しております。その下の方の辞任の申し出があった時っていうのは、やっぱり病気とかでやれないっていうことであれば、それは辞任の申出書を、書いてないですけども、申し出があった時ということで対応しようかなというふうには思っております。

もう一つの令和3年度の部分でございますが、第1回定例会の部分もわかるんですけど、新しい制度であれば、令和3年度からってということでスタートした方がいいのかなと思っております。以上です。

○堺委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これ今のパートタイム会計年度任用職員って言葉ないんだよね、パートタイム付いてなんでもね、条例の中ではね。だから、パートタイムなんていうのは、この赤い方もいらんやないかなと思って、パートタイムなんてないことを書くから迷うんです。だから、パートタイムでないですね、これ会計年度任用職員、松前町になるのかな、頭には。松前町会計年度任用職員となるのかもしらんけども、パートタイムやらないってことで受け止めていいですか。

○堺委員長 事務局長。

○鍋島局長 それで、会計年度任用職員には2種類あって、フルタイムとパートタイムってあるもんですから、だから、第1号がパートタイム、第2号がフルタイムってことで、だから、そこでちょっと会計年度でもちょっと待遇とすればパートタイムですよってことで謳ったところですよ。

○堺委員長 ご理解いただけましたでしょうか。

梶谷委員。

○梶谷委員 先ほどの言いましたけどね、要綱ですから、本当に基本的なものを定めて、実際に運用した時にね、問題、課題ってのは出てくると思いますよ。ですから、そういうものは、最初っから完璧なものがあれば、もちろんいいんですけども、ですから、ケースバイケースでね、やっぱり松前町としては見直さなければいけないものは見直すべし。そういう形で、特別問題なければね、この要綱の議論はいいんじゃないの、私はそう思いますよ。

○堺委員長 いろいろご意見がありましたんですけど、修正があるところは修正していきたいと思います。その他に、今詳細な事項や要綱については、議長が別に定めることとしておりますので、そのように対応させていただきたいと思います。

次に、3、議員定数の今後のあり方についてを議題と致します。各委員から、この件について発言をしていただきたいと思います。

それでは、暫時休憩致します。

(休憩 午前11時32分)

(再開 午前11時46分)

○堺委員長 再開致します。

次に、3、議員定数の今後のあり方についてを議題と致します。各委員から、この件について発言をいただきたいと思いますので、順次指名していきまして、よろしくお願ひします。

始めに、疋田委員。

○疋田委員 改めてこういう形になれば、何となくちょっと言いづらいんですけども、自分とすれば、今の現状が一番いいかなと思ってます。そして、どうしても削減するとか何とかっていうそういう話が出てくるのであれば、やはり人口比例していかなかったら、何せふんどし町なんで、原口から白神までってばね。そういう意味合いでは、ただ人数だけ減らせばいいってもんじゃないやなくて。ただ、今の分配で順番に分け合っていくっていう

のが一番ベターかなと思ってますので、そういうことでよろしくお願い致します。

○堺委員長 次に、飯田委員。

○飯田委員 資料5の1ページと2ページにわたって、前回発言した内容が書かれているんですけども、これ、実は自分で発言した後にですね、何度も読み返してみました。それで、今のこの現状を考えた時に、定数を減らすってということと、議員報酬っていうことをちょっと別々に考えてみたんですけども、まずは定数についてなんですけども、減らす根拠っていろいろ考えた時に、他の議員からも以前に伺ったこともありまして、人口が6千人という、人口が一つの基準になるような話もちょっと伺った部分もあったり、前回の選挙がちょうど無投票で、12人の定数に対して12人の候補者で、初の無選挙って言うんですか、そういったものになりました。なので、減らすのもやぶさかではないのかなと思ったんですが、今この後、約3年ですか、の間に改革をして人数を減らして、条例その他いろんな作業をするってというのは、私個人の考えとしては、もう一回12人でやってみて、前回の12人候補よりも減った場合に、その先に定数減をした方が良いんじゃないかなという結論に、ちょっと達したんですけども。

なので、資料5に書いてあります1ページ目と2ページ目の私の当時の発言というものを一度撤回しまして、人数は現状のまま、12人で令和5年の選挙をしまして、その結果令和9年ですか、その先の選挙の時に改めて人数のことを変更した方がいいんじゃないかなというふうな考えを持っています。

ただ、その選挙の後にすぐまた話をするよりは、定数に関しては、今続いている話は、そのまま続けて行くべきではないかなというふうに思っています。

報酬についてなんですけども、人数を減らすと、今の予算ではそのまま2人、もし2人減らせば2人分の予算が、議会費が減って、それで若干、その10人にもしなったらば、その10名に若干の報酬をプラスして、トータルで現状の12人よりも少なくするという考え方もあろうかなと思ったんですけども、よくよく考えてみれば、町の将来を左右する役割としては、現在町の予算の大体1%から1%強、このぐらいが議会費です。なので、町民にどのように説明して理解を得てもらうかはわかりませんが、これを例えば町の予算の1.5%に引き上げると。でも、引き上げる理由としては、従来は報酬という、給料じゃなくて報酬という形で、手当という形でいただいているんですが、これを令和になってっていうか、私がちょっと勉強不足かもしれませんが、町を担う職業の、重要な職業の中の一つというふうに。というか、名称は報酬なんですけども。イメージとしては、やはりそれは町を左右する役割なので、報酬は引き上げるべきだというふうに考えております。

端的に言いますと、定数は変わらず、議会費の予算は上げた方がいいというのが、今のところの考え方です。以上です。

○堺委員長 次に、宮本委員。

○宮本委員 資料5によりますと、私は議員定数を減らすっていうか、この先の人口減少を考えた場合に、その人口に合わせた中で定数を減らしていくべきでないかっていうふうに申し上げたんですけども、よく町の人、何人か集まった時とかって聞いても、結局は先ほど梶谷委員もおっしゃいましたけど、議員の定数とかでなくて、何で若い人が出ないんだっていうのと、報酬が、さっぱり働いてるえんたどこ見えねえけども、報酬がはたして自分方にあってると思うのかっていう質問も受けたことがあります。

だから、そういう中で、前にも何回か出たと思うんですけど、若い人方に話を聞けば、結局今の議員の報酬では生活はできないっていうこと。まず生活ありきだろうっていうこ

とをよく話されます。その中で、今飯田議員がおっしゃたみたく、例えば12人のところ10人にして2人分浮かしたら、もっと報酬、その10人の中に若い人が出てきた場合に報酬上げれるんでないかっていう考え方もあると思います。

だから、まず若い人方は、それで議員さん方は、結局ボーナスっていうかね、そういうボーナスが多いからどうのこうのとかっていう、さっぱり働いてないように見えるけども、守られてるっていうか、そういう形で受け取られてる部分が多いのかなあとって、ちょっと考えさせられましたけど。

だから、一応私としては、ただ、一つ質問なんですけども、今この定数の話をしてますけど、例えばこの次からとか、もうちょっとその先とかっていうことなのか、その辺のところをちょっと教えていただきたいなど。

○堺委員長 この次からっていうことです。

○宮本委員 それであれば、今ようやくこの形の中で議会改革もしてますし、この次からと言うのであれば、まだ12人でもいいかなと思っております。

○堺委員長 続きまして、福原委員。

○福原委員 この間の会議録から見たら、ちょっと意見が変わってきましたんでね。ただ僕自身は、定数減らす根拠っていうのは、きちっとしなければ駄目だよっていうことでは、これに書いてます。ただし、皆さん方がね、議員の皆さん方が減らした方がいいというふなことであれば、私はそれはそのとおり受けますよという考え方です。

ただ、今回の議会改革っていうのは、伊藤議長が町内会連合会での意見を参考にして、そして今回の特別委員会にこういうふう提案されてるもんだから、それは重要視しなければならないというふうに思っていました。私の意見、考え方というよりも、議員がやはり総体的にそのこと必要だというふうなことであれば、やはりそのようにしますよ。

しかし、12人の定数でも私は少ないなとは思ってますよ。ただ、町民の評価は多い、12人では多いよという評価なんです。ここのやりとりっていうのが難しいなと思ってました。将来的には減るだろうと思うけれども、判断は皆さん方の意見を尊重して、そのようにしたいと思ってます。今は、現状維持でも減らすでもないです。ただし、皆さん方の意見を聞いて、そちらに。ただ、否決をとった場合には、その傾向を見ながら参加します。そういうことで。

報酬については、私は上げた方がいいと、ここに書いてるとおりに上げた方がいいと思ってます。ただ、報酬に見合うだけ議員活動しなければ。議員っていうのはどういうふうな仕事をするのか、議員っていうのはどういう立場なのかっていう、そういうことをやはり議員一人一人が資質を高める、その努力をしない限りは、このことはイエスという答えはなかなかもらえないかなと思ってます。上げることは上げていただきたいと思います。それでないと議員のなり手はないでしょう。いうふうに思ってます。

○堺委員長 次に、近江委員。

○近江委員 私も前に言ってますけども、やっぱり人口減、それから前の無投票の選挙の結果、やっぱり下げざるを、議員定数を削減せざるを得ないという状況をひしひし感じておるわけです。ですから、やはり2人ぐらいは、12人のところを10人ぐらい、やっぱり削減する方向で行かなければならないのかなという感じでおります。

先ほども言いましたけれども、福原委員も言いましたけど、やっぱり若い人に出てきてほしいなという要望もあります。ですから、今の報酬ではね、生活基盤ができないんですよ。ですから、やっぱり最低20万から25万ぐらいね、もらわないと生活が成り立たないだろうというふう感じておりますので、そういう意味でもってね、やっぱり議員削減

は避けられないと。私の考え方です。

○堺委員長 ありがとうございます。

もうお昼の時間なんですけど、このまま続行していきたいと思いますんで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○堺委員長 ありがとうございます。

次に、工藤委員。

○工藤委員 議員定数の方ですが、現数でやっていってほと、12人でやっていってほと思ってます。

それから、報酬の方ですが、これは町民の声で議員の活動見ながらみんな言ってくれると思うんですが、どうも議員安いんじゃないか、もっと上げろっちゅう町民の声があったら上げるべきだと思いますが、現時点では、議員報酬も今までどおりでいいんじゃないかと思ってます。

○堺委員長 続きまして西川委員、お願いします。

○西川委員 私は、25年間議員やってですね、議会改革といえば定数削減と報酬と、それと視察旅行、何とかなんねえのかってというような感じで議論してきましたけれども、いわゆる今ね、この時代になって、今回タブレットも導入してますます議会も効率的になりますし、そういった時代の流れをみましても、やっぱり前回も申し上げましたけれども、やっぱり10人に減らして、その分報酬を上げてもらうということで、できればそれにプラスして報酬を本当に、先ほど近江委員が言ったようにですね、最低20万、できれば25万ぐらいに上げてもらえれば、若い人も出やすいのかなあというふうには、本当に単純にそう思います。

○堺委員長 梶谷委員、お願いします。

○梶谷委員 正解の見えない、永遠の課題ですね。常に私申し上げてるのは、松前町の行政区域の話するんですよ。1町3村の合併町村で、端から端までのこういう行政区域。このコンパクトシティって言いますか、行政区域がまとまったところであればね、この地域の声を反映させるために、この議員定数ってのは、言い過ぎかもしれん、比較的やりやすいってような気はすんです。ただ、松前の場合はね、やっぱりこういう行政区域の状況ですから、やっぱり地域の声を行政に反映させるためには、現状では12の定数でやっていくべきでないかなと。これは、やっぱり地域の声を行政に反映させるための最低必要な人数かなと、こういうふうには受け止めております。

実際ね、この報酬の話もしないといけないのかな。どうしてもこの定数に関係すれば、人口減、財政難、そういうものが状況として言われますけども、やはり現状6千人台の人口で12人の議員定数を維持するためには、現状やむを得ないのかなと、このように思います。

○堺委員長 次に、斉藤委員。

○斉藤委員 定数については、前回が無投票であったということも含め、町民の声は2人ぐらい減らした方がいいんじゃないかってのが圧倒的に多いんですよ。ですから、私もその声も十分受け止めながら、やはり松前の現状も考えながら、2人減の10名でいいというふうに思います。

もう一つは議員報酬なんですけども、一定の年齢いきますと年金で、我々含めて暮らしてるわけですよ。議員報酬は手元に入るのは16万5、6千円でなかったかと思えますけども、その程度であれば若い人は暮らしていけない、年金もまだもらいう歳ではないとい

うことですから、やっぱり手に入るのが20万程度の報酬に換えるべきであるというふうに私は思います。

更に、この今の特別委員会の関係で、コロナで全然地域に入らないう状態ではないんです、今ね。ですから、特別委員会の正副委員長なり、議長なりが連合町内会の会議を見てですね、各地域の町民にきちっと伝えるように、回覧でも何でも回してもらえるようにしたうえで、やっぱり現状の特別委員会の、今の定数の話、報酬の話、モニターの話、タブレットの話様々あります。これを中間報告と言いますか、一定の考え方なり、こういう方向にありますということをしてできるだけ早い機会に、町内会の会長さん方に、住民に広く知らせていただきたいということを含めて、話し合いをすべきでないかなど。そのためには、特別委員会の正副委員長と議長が、町内会の会長の席に行って話すべきだと、これは付け加えておきたいと思います。

○堺委員長 現在の議会改革のこの状況を、町内会連合会などと協議しながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解ください。

引き続き、沼山副委員長。

○沼山副委員長 まず、議員定数に関してですが、本当はですね、前回は申し上げましたが、現状で行きたいというのは本音であります。ただ、人口減少の流れの中では、ある程度減らすことも考えておかなきゃならないのかなという気がします。

そこで、例えばですね、6千500を切ったら11名とか、6千人を切ったら10名とか、こうした物差しがあっても、町民にはすごくわかりやすいのではないかなという気がします。

個人的には、減らしたくないという、私まだ新人の域ですので、そういった思いであります。

次に、議員報酬であります、やはり今の現行の制度では、年金、あるいは副業持っていないと議員になれない状況なんですね、生活もできないし。そういった意味では、もっぱら議員活動だけでも生活できるような、そうした報酬は、これからの次世代の議会考えた時には必要だなと。次の人材を議会に来ていただくためには必要なことではないかなという気がします。ですから、報酬に関しては、しっかりした生活できるところまで必要だという思いであります。以上です。

○堺委員長 引き続きまして、議長。

○伊藤議長 報酬と定数は、私前から申し上げてますので、2人減らして報酬上げようというのが基本的な考え方で。いずれにしても、今来月三宅先生を招聘してですね、研修会します。その中で全国のいろんな動きであるとか、そういったことも話をしてほしいということをおっしゃるので、研修会の内容を皆さんで勉強してですね、また更に12月に連合町内会の全体協議会がありますので、今そこで話をしてきたらどうかという話もありました。いろいろ皆さんには言われておりますので、私の基本的な考え方は今申し上げたとおりですけども、様々なご意見を聞いて、みんなの意見を聞いて、然るべき時にですね、諮っていければなと思っております。

とりあえず、研修会で一生懸命勉強皆さんでして、世の中どうなってんのかといったことも聞いて、それから動けばいいのかなと思います。今日は、委員長どういう計らいだかわかりませんが、ここで何回か同じ設問でやっていますので、これをもってですね、今齊藤委員言われましたけど、正副委員長と私と一緒にいって話を伺うとか、そういったことも考えていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○堺委員長 最後に私からも一言、言わせてください。私は、10名でいきたい、議員

定数10名でいきたいなと思ってます。現収は、先ほどどなたか言ってましたけど、生活のできる、やっぱりそれくらいの金額は必要かなって感じてました。

どうして10名かということは、その前に報酬はですね、議長がよく2名減らしたその中でもって何とか補うっていう考え方でありますけど、私は全くそここのところは、それに突出しておりません。それ以上かかっても、これは生活できる範囲のやっぱり報酬を上げないと若い人が出て来れない。この10名という形も若い人方が出てきやすいような形をつくりたいんです。

効率、行政効率が悪いと言いますが、それなりに何とかできるんでないかと私思うんですよ。今までの自分の行政範囲を広めれば、それで済むことなんですから。だから、やっぱり人数としては10名が、報酬としてはいくらというよりも、生活のできる、2名減に全く関係なく、そういう感じで私はやっていきたいと思えますんで、そういうことでございます。

今回、今後の議員定数のあり方について結論を出せるかどうか、これからの議論の推移を見ますけれども、仮に住民の意見も聞くため、あるいは議員報酬も含め、その後の議会改革を進めるためにも、まず議会内でこの定数のあり方について、その方向性を早期に固めていく必要があるものと考えられます。このため、できれば今回で、また難しければ次回までに議会としての結論、つまり今後の定数の案について見出していけるよう、努力したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○堺委員長 今、皆さんから発表していただきまして、現状では、現状維持の方の方が多いなあと思ってますけども、協議の中で結論を出していきたいと思えますんで、ご理解ください。

定数案につきましては、今後見出していけるように努力していきたいと思えますんで、皆さん方の考え方、そのように進めてまいりたいと思えますけれども、今回ではちょっと結論出ないかなという感じがしましたものですから、拮抗されてるものですからね、考え方が。

どうでしょうかね、もしそれで良ければ、そのようにお願いして、今後の定数案についての考え方を集約に向けて議論をお願いしていきたいなと思ってました。早急に決めなければならない問題ですけど、現在、今日これを聞いた中では拮抗している状況です。定数削減するか現状維持というような両論がありますんで、その案を持って住民からの意見を拝聴してまいりたいと思えますが、いかがでしょうか。

先ほど斉藤委員から言われましたように、町内会連合会にでもですね、議会改革の中でこういうことも議論されていますよという話もして、やっぱり町民からの意見も聴取しなきゃならないのかなと思っております。その時期につきましては、改めて相談させていただきますけども、いかがでしょうか。

福原委員。

○福原委員 方向性は今出てきたんですよね、座ったままでいいですか。方向性は出てきましたんでね、次回またね、皆さんで詰めたらいいでないでしょうか。それと、言われたように連合町内会ともこういうふうな形で今進めてますという報告だけはね、してあげた方が親切丁寧ですよ。そういうふうに進めてほしいなと思えました、今日のね、結論として。

○堺委員長 現在、定数削減にすべき、現状維持という両論がありますんで、その案を基に住民からの意見も拝聴してまいりたいと思えます。いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○堺委員長 よければ、そのように決定致します。

なお、徴収の方法やその時期につきましては、改めて相談させていただきます。

今の議論からも、委員の意見はいろいろありまして、迅速だけではなく判断を誤らないよう、国から多くの情報、また地域から多くの声を収集する必要があるものと考えております。更に、現在渡島管内の中でも定数のあり方について検討されているという情報も聞いております。その辺の状況も見極める必要があるものと思います。このため、町民からご意見を拝聴する機会を設けるとともに、11月には全国町村議会議長会から講師を招聘し、議員研修会を開催致します。全国的な議員のなり手不足対策や、議会改革の動向も検討し、加えまして、現在5年に1回の国勢調査が行われております。その人口がどれぐらいになるのかなど、様々な情報を収集しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

次に、その他、次回の委員会の進め方について、皆様からご意見をいただきたいと思えます。提案があれば賜ります。何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○堺委員長 よろしいでしょうか。

他に特になければ正副委員長にご一任いただきたいと思います、ご異議ございません

(「異議なし」という声あり)

○堺委員長 ご異議なしと認め、そのようにしたいと思います。

次に、次回までに要求したい資料等はいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

○堺委員長 特にないようでありますので、次回委員会の資料等については、正副委員長にご一任いただきたいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○堺委員長 ご異議なしと認め、そのようにしたいと思います。

お諮り致します。

本日の委員会は、これをもって閉会したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○堺委員長 ご異議なしと認めます。

なお、次回の委員会の開催日につきましては、正副委員長にご一任願います。

よって、本日の委員会は、これをもって閉会致します。

今日はどうも時間超過致しまして、申し訳ありません。どうもありがとうございます。

(閉会 午後 0時15分)